

上山市消費生活センターだより

令和元年8月発行

光回線サービスの勧誘トラブルにご注意ください!!

※光回線サービスの勧誘はNTT東日本とは違う事業者との契約です。

事例1：今の契約先とのプラン変更だと思っていたのに、別事業者との契約になっていた。

事例2：光回線の変更が必要であるかのように言われて契約してしまった。

事例3：料金が安くなると言われて契約したが、かえって高くなった

事例4：解約を申し出たら、工事代金や多額の解約金等を請求された。



消費者庁イラスト集より

トラブルを避けるために…

常に留守番電話にしておき、不審な電話には出ないようにしましょう。

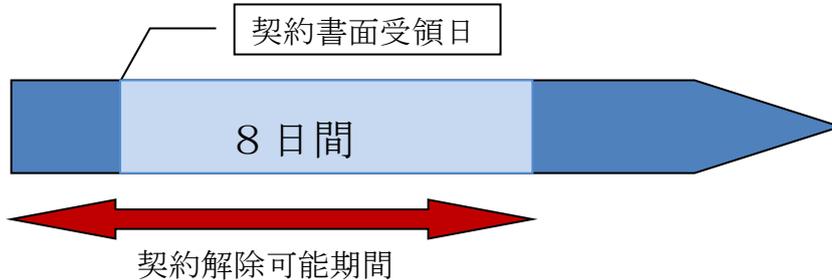
電話に出てしまった際、

1. 内容がわからず、「はい、はい」と言っているうちに契約になる場合もあるので、わからないときは、すぐに電話を切りましょう。
2. 相手方の事業者名（会社名や代理店名等）、連絡先をよく確認しましょう。「転用承諾番号」を取るよう言われたら、他社への契約変更の可能性が高いため要注意です。
3. 「安くなります」と言われたら、「どんな料金が」「いくら」安くなるのか、確認しましょう。現在の契約と新しい契約の内容を比べて検討しましょう。
4. わからないことは納得がいくまで説明を受けて、よく考えましょう。家族等にも相談しましょう。
5. 契約後すぐにキャンセル、解約したいときは初期契約解除制度を利用しましょう！初期契約解除制度については裏面をご覧ください。

初期契約解除制度とは？

契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、お申込みの電気通信事業者の合意なく利用者都合のみにより契約解除できる制度です。

※ 契約解除した場合、それまでに利用したサービス利用料や一定の工事費、事務手数料を支払う必要がありますが、それ以外の契約解除料（違約金）を支払う必要がありません。



ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。

- 事業者との契約に関するトラブル
- 架空請求・不当請求
- 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- クーリング・オフについて 等々…



消費者庁イラスト集より

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115